

平成20年 1月25日制定
平成21年 7月14日改正
平成23年 9月28日改正
平成24年 3月30日改正
平成25年 3月29日改正
平成26年 3月31日改正
平成27年 3月31日改正
平成28年 3月30日改正
令和 4年 3月31日改正

姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 移動支援事業

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第40条）

第3章 訪問入浴サービス事業

第1節 基本方針（第41条）

第2節 事業所に関する基準（第42条）

第3節 人員に関する基準（第43条・第44条）

第4節 設備に関する基準（第45条）

第5節 運営に関する基準（第46条—第52条）

第4章 削除

第5章 日中短期入所事業

第1節 基本方針（第61条）

第2節 事業所に関する基準（第62条）

第3節 人員に関する基準（第63条・第64条）

第4節 設備に関する基準（第65条）

第5節 運営に関する基準（第66条—第73条）

第6章 タイムケア事業

第1節 基本方針（第74条）

第2節 人員に関する基準（第75条・第76条）

第3節 設備に関する基準（第77条）

第4節 運営に関する基準（第78条—第90条）

第7章 地域活動支援センター事業

第1節 基本方針（第91条）

第2節 事業所に関する基準（第92条・第93条）

第3節 人員に関する基準（第94条）

第4節 運営に関する基準（第95条・第96条）

第8章 雑則（第97条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年姫路市条例第65号）及び姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年姫路市条例第66号）に定めるもののほか、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定。以下「要綱」という。）第18条第1項及び第2項に規定する市町が定める基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。

- (2) 支給決定障害者等 要綱第 8 条第 6 項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (3) 支給決定 要綱第 8 条第 5 項に規定する支給決定をいう。
- (4) 支給量 要綱第 8 条第 5 項に規定する支給量をいう。
- (5) 受給者証 要綱第 8 条第 6 項に規定する受給者証をいう。
- (6) 支給決定の有効期間 要綱第 9 条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (7) 指定地域生活支援サービス 要綱第 12 条第 1 項に規定する指定地域生活支援サービスをいう。
- (8) 指定地域生活支援サービス事業者 要綱第 12 条第 1 項に規定する指定地域生活支援サービス事業者をいう。
- (9) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域生活支援サービス事業者の一般原則)

第 3 条 指定地域生活支援サービス事業者（第 2 章、第 4 章及び第 7 章に掲げる事業を行う者に限る。）は、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害者等に対して指定地域生活支援サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害者等に対して適切かつ効果的に指定地域生活支援サービスを提供しなければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立った指定地域生活支援サービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域生活支援サービス事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 2 章 移動支援事業

第 1 節 基本方針

第 4 条 移動支援事業に係る指定地域生活支援サービス（以下この章において「指定

移動支援」という。)の事業は、障害者等の外出(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。))時の移動を支援するため、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定移動支援事業を行う者(以下この章において「指定移動支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定移動支援事業所」という。)ごとに置くべき次の各号のいずれかに掲げる従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

(1) 介護福祉士

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

(3) 居宅介護職員初任者研修(障害者等の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第2条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚生労働省告示第71号)別表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(4) 障害者居宅介護従業者基礎研修(障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得する

ことを目的として行われる研修であって、告示別表第1に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

- (5) 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするものに対する入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修として、告示別表第2から別表第5までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (6) 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修として、告示別表第8に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (7) 全身性障害者移動支援従業者養成研修（全身性の障害を有する障害者等に対する外出のための支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、次の表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

区分	科目	時間数	備考
講義	障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	3	移動の支援に係る制度及びサービスに関する講義を行うこと。

	身体障害者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2	
	基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義	3	
	障害者の心理に関する講義	1	
演習	車いすでの移動の支援に係る技術に関する演習	4	
合 計		16	

- (8) 知的障害者移動支援従業者養成研修（知的障害を有する障害者等に対する外出のための支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、次の表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

区分	科 目	時間数	備 考
講義	障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	3	移動の支援に係る制度及びサービスに関する講義を行うこと。
	知的障害者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	知的障害者の疾病、障害等に関する講義	4	
	基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義	2	
	障害者の心理に関する講義	1	
演習	移動の支援に係る技術に関する	6	

	演習		
合 計		19	

- (9) 平成25年3月31日において現に居宅介護職員初任者研修又は障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、市長。以下同じ。）が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (10) 平成18年9月30日において現に全身性障害者移動支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (11) 平成18年9月30日において現に知的障害者移動支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (12) 平成18年9月30日において現に日常生活支援従業者養成研修（全身性の障害を有する障害者等に対する入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次の表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

区分	科 目	時間数	備 考
講義	身体障害者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2	
	基礎的な介護技術に関する講義	2	
	家事援助の方法に関する講義	1	

	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	1	
演習	車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習	1	1
合 計		2	0

- (13) 平成25年3月31日において現に居宅介護職員初任者研修又は障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成25年4月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- (14) 平成18年9月30日において現に全身性障害者移動支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- (15) 平成18年9月30日において現に知的障害者移動支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- (16) 平成18年9月30日において現に日常生活支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- (17) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者
- (18) 平成18年9月30日において身体障害者居宅介護等事業（法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第6項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。以下同じ。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第7項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう

。)又は児童居宅介護等事業(法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第7項に規定する児童居宅介護等事業をいう。)の外出介護に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

2 前項の指定移動支援事業所の従業者は、次に掲げる指定移動支援を受ける者の区分に応じ、指定移動支援を提供するものとする。

(1) 全身性障害者等 前項第1号から第5号まで、第7号、第9号、第10号、第12号、第14号、第16号及び第18号に掲げる者

(2) 知的障害者等及び精神障害者等 前項第1号から第6号まで、第8号、第9号、第11号、第13号、第15号、第17号及び第18号に掲げる者

3 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定移動支援の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の従業者をサービス提供責任者としなければならない。

4 指定移動支援事業者が指定移動支援事業所ごとに置くサービス提供責任者の配置基準及び資格要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第三1(2)に規定する配置基準及び資格要件とする。

(管理者)

第6条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定移動支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室、利用申込みの受付や相談等に対応するのに適切なスペースを確保しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない

場合は、指定移動支援を行うための区画が明確に特定されていれば他の事業と同一の事務室及びスペースであっても足りるものとする。

- 2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に必要な設備及び備品等を確保するものとし、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定移動支援事業者は、支給決定障害者等が指定移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第9条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供するときは、当該指定移動支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定移動支援の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定移動支援事業者は、指定移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市長に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定移動支援事業者は、正当な理由なく指定移動支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第11条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の利用について市長又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第13条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(移動支援事業給付費の申請に係る援助)

第14条 指定移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに移動支援事業給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う移動支援事業給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に当たっては、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第16条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市長、他の指定地域生活支援サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供の終了に際しては、障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害者等又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供した際は、当該指定移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定移動支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定移動支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第19条 指定移動支援事業者が、指定移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第20条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定移動支援事業者は、代理受領を行わない指定移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定移動支援に係る指定地域生活支援サービス費用基準額（要綱別表第2に定める姫路市地域生活支援サービス（地域生活支援給付事業）に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。）の支払を受けるものとする。

3 指定移動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により公共交通機関を利用し、又は入場料等を必要とする場所で指定移動支援を提供する場合は、それに要した交通費又は入場料等の実費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定移動支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定移動支援事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等に係る管理)

第21条 指定移動支援事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定移動支援事業者が提供する指定移動支援及び他の指定地域生活支援サービス並びに指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定移動支援及び他の指定地域生活支援サービスに係る指定地域生活支援サービス費用基準額並びに指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定移動支援及び他の指定地域生活支援サービス並びに指定障害福祉サービス等につき要綱第12条第3項の規定により算定された地域生活支援事業給付費又は法第29条第3項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、

当該指定移動支援事業者は、利用者負担額合計額を市長に報告するとともに、当該支給決定障害者等並びに当該他の指定地域生活支援サービスを提供した指定地域生活支援サービス事業者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(移動支援給付費の額に係る通知等)

第22条 指定移動支援事業者は、代理受領により市長から指定移動支援に係る移動支援給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る移動支援事業給付費の額を通知しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、第20条第2項の代理受領を行わない指定移動支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定移動支援の基本取扱方針)

第23条 指定移動支援は、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定移動支援事業者は、その提供する指定移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定移動支援の具体的取扱方針)

第24条 指定移動支援事業所の従業者が行う指定移動支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定移動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する移動支援計画に基づき、障害者等が自立生活及び社会参加を促すのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第25条 サービス提供責任者（第5条第3項に規定するサービス提供責任者をいう。）は、障害者等又は障害児の保護者の外出全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の移動支援計画を作成した際は、障害者等及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である障害者等に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第27条 指定移動支援事業所の従業者は、現に指定移動支援の提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市長への通知)

第28条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援事業給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 指定移動支援事業所の管理者は、当該指定移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定移動支援事業所の管理者は、当該指定移動支援事業所の従業者にこの章の規

定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、指定移動支援事業所に対する指定移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第30条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定移動支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第31条 指定移動支援事業者は、障害者等に対し、適切な指定移動支援を提供できるよう、指定移動支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、当該指定移動支援事業所の従業者によって指定移動支援を提供しなければならない。

- 3 指定移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第32条 指定移動支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第33条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第33条の2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定移動支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第34条 指定移動支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定移動支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定移動支援事業者は、他の指定移動支援事業者等に対して、障害者等又はその

家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者等又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第35条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、当該指定移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第36条 指定移動支援事業者は、他の指定地域生活支援サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障害者等又はその家族に対して当該指定移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定移動支援事業者は、他の指定地域生活支援サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、障害者等又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第37条 指定移動支援事業者は、その提供した指定移動支援に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定移動支援事業者は、その提供した指定移動支援に関し、要綱第6条の規定により市長が行う報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定移動支援事業者は、市長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市

長に報告しなければならない。

- 5 指定移動支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定移動支援事業者は、障害者等に対する指定移動支援の提供により事故が発生した場合は、市長、当該障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定移動支援事業者は、障害者等に対する指定移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第38条の2 指定移動支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定移動支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定移動支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第39条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定移動支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、障害者等に対する指定移動支援の提供に関する次に掲げ

る記録を整備し、当該指定移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第1項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第28条に規定する市長への通知に係る記録
- (3) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(暴力団員等の排除)

第40条の2 指定移動支援事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 指定移動支援事業所は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

第3章 訪問入浴サービス事業

第1節 基本方針

第41条 訪問入浴サービス事業に係る指定地域生活支援サービス（以下この章において「指定訪問入浴サービス」という。）の事業は、地域における身体障害者等（身体障害者であって、常時臥床状態にあり、医師が入浴可能と認めたもの（介護保険法第27条及び第32条の規定により、要介護又は要支援の認定を受けた者を除く。）及び成人と同様の体格であって、居宅介護等他のサービスを利用しての入浴が困難な身体障害児をいう。以下同じ。）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 事業所に関する基準

第42条 指定訪問入浴サービス事業を行う者（以下この章において「指定訪問入浴

サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定訪問入浴サービス事業所」という。)は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第115条又は第140条の4の規定により都道府県知事又は市長の指定を受けていなければならないものとする。

第3節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第43条 指定訪問入浴サービス事業者が指定訪問入浴サービス事業所ごとに置くべき従業者(以下この章において「訪問入浴サービス従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴サービス従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定訪問入浴サービス事業者が指定訪問入浴介護事業者(姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第50条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問入浴介護事業者(姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第50条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴サービスと指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第49条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第50条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって又は指定介護予防サービス等基準第50条第1項及び第2

項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第44条 第6条の規定は、指定訪問入浴サービスの事業について準用する。

第4節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第45条 指定訪問入浴サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室、利用申込みの受付や相談等に対応するのに適切なスペースを確保しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、指定訪問入浴サービスを行うための区画が明確に特定されていれば他の事業と同一の事務室及びスペースであっても足りるものとする。

2 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの提供に必要な浴槽、車両等の設備及び備品等を確保するものとし、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

3 指定訪問入浴サービス事業者が指定訪問入浴介護事業者又は指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴サービスの事業と指定訪問入浴介護の事業又は指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第52条第1項又は指定介護予防サービス等基準第52条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第46条 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該指定訪問入浴サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴サービス事業者は、代理受領を行わない指定訪問入浴サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該指定訪問入浴サービスに係る指定地域生活支援サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定訪問入浴サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定訪問入浴サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴サービスを行う場合のそれに要する交通費

(2) 支給決定障害者等の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴サービス事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定訪問入浴サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴サービスの基本取扱方針)

第47条 指定訪問入浴サービスは、障害者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持に資するよう、障害者等の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供する指定訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴サービスの具体的取扱方針)

第48条 指定訪問入浴サービス事業所の従業者が行う指定訪問入浴サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、常に障害者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。

(2) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (3) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定訪問入浴サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人以上をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、障害者等の身体の状況が安定していること等から、入浴により障害者等の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができること。
- (5) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に障害者等の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(緊急時等の対応)

第49条 指定訪問入浴サービス事業所の従業者は、現に指定訪問入浴サービスの提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴サービス事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第50条 指定訪問入浴サービス事業所の管理者は、指定訪問入浴サービス事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴サービス事業所の管理者は、当該指定訪問入浴サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第51条 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第52条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第28条及び第31条から第40条の2までの規定は、指定訪問入浴サービスの事業について準用する。

第4章 削除

第53条から第60条まで 削除

第5章 日中短期入所事業

第1節 基本方針

第61条 日中短期入所事業に係る指定地域生活支援サービス（以下この章において「指定日中短期入所」という。）の事業は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 事業所に関する基準

第62条 指定日中短期入所事業を行う者（以下この章において「指定日中短期入所事業者」という。）は、法第5条第7項、第8項、第11項から第14項に規定する事業を行う者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及びその他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援の供与を適切に行うことができる施設（以下この章において「支援施設等」という。）とし、当該支援施設等と同一敷地内で指定日中短期入所を実施するものとする。

第3節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第63条 指定日中短期入所事業者が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定日中短期入所事業所」という。）及び支援施設等が置くべき従業者の員数は、同時間帯の指定日中短期入所事業所及び当該支援施設等の利用者数の総数を当該支援施設等の利用者数とみなした場合において、当該支援施設等として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第64条 指定日中短期入所事業者は、指定日中短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定日中短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定日中短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第4節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第65条 指定日中短期入所事業所には、同時間帯の当該事業所及び支援施設等の利用定員の合計を当該事業所の利用定員とみなした場合において、利用定員1人当たりの床面積が、食堂、便所、廊下等を除き、3.3平方メートル以上になるようスペースを確保するほか、指定日中短期入所の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定日中短期入所事業所及び当該事業所と同一敷地内にある支援施設等の効率的運営が可能であり、かつ、当該支援施設等の利用者の支援に支障がないときは、当該支援施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

第5節 運営に関する基準

(指定日中短期入所の開始及び終了)

第66条 指定日中短期入所事業者は、介護を行う者の疾病等その他の社会的理由により在宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者等を対象に、指定日中短期入所を提供するものとする。

2 指定日中短期入所事業者は、他の指定地域生活支援サービス事業者、指定障害福

社サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定日中短期入所の提供後においても提供前と同様に障害者等が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載)

第67条 指定日中短期入所事業者は、入所に際しては、指定日中短期入所事業所の名称、入所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定日中短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該日中短期入所の提供日、入退所時刻その他必要な事項を、指定日中短期入所の提供の都度記録しなければならない。

3 指定日中短期入所事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定日中短期入所を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第68条 指定日中短期入所事業者は、指定日中短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定日中短期入所事業者は、代理受領を行わない指定日中短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中短期入所に係る指定地域生活支援サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定日中短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定日中短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定日中短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支

給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）に定める例によるものとする。
- 5 指定日中短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 指定日中短期入所事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定日中短期入所の取扱方針）

第69条 指定日中短期入所は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定日中短期入所事業所の従業者は、指定日中短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定日中短期入所事業者は、その提供する指定日中短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第70条 指定日中短期入所の提供に当たっては、障害者等の心身の状況に応じ、障害者等の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定日中短期入所事業者は、障害者等に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定日中短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 3 指定日中短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、障害者等に対して食事の提供を行わなければならない。
- 4 障害者等の食事は、栄養並びに障害者等の身体しの状況及び嗜好を考慮したものとする。

するとともに、適切な時間に行わなければならない。

(運営規程)

第71条 指定日中短期入所事業者は、指定日中短期入所事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定日中短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第72条 指定日中短期入所事業者は、指定日中短期入所事業所の利用者と支援施設等との利用者数の総数が、当該事業所及び支援施設等の利用定員の合計を超えて同時に指定日中短期入所を提供してはならない。ただし、災害等その他市長がやむを得ないと認める事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第73条 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条及び第31条から第40条の2までの規定は、指定日中短期入所の事業について準用する。

第6章 タイムケア事業

第1節 基本方針

第74条 タイムケア事業に係る指定地域生活支援サービス（以下この章において「指定タイムケア」という。）の事業は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第

1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち小学部、中学部又は高等部に在籍する障害児若しくは障害者（以下この章において「障害児等」という。）に対し放課後等における活動の場を提供することにより、当該障害児等の親の就労支援及び介護負担の軽減を図り、当該障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第75条 指定タイムケアの事業を行う者（以下この章において「指定タイムケア事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定タイムケア事業所」という。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員 障害児等に対して適切な援助を行う能力を有する職員の数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

ア 障害児等の数が5までは、1以上

イ 障害児等の数が5を超えるときは、1に、障害児等の数が5を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 指定タイムケア事業の実施中において障害児等に対して医療行為を行う場合は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師を1以上配置しなければならない。この場合において、これらの者は、前号の従業員を兼ねることはできない。

（管理者）

第76条 指定タイムケア事業者は、指定タイムケア事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定タイムケア事業所の管理上支障がない場合は、当該指定タイムケア事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第77条 指定タイムケア事業所は、障害児等の障害の特性に応じた適切な援助が図

れるよう、指定タイムケアの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備又は備品等を備えるに当たっては、保健衛生及び安全性の確保に十分留意しなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定タイムケアの用に供するものでなければならない。ただし、障害児等に対する指定タイムケアの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(実施日)

第78条 指定タイムケア事業者は、指定タイムケアを概ね週5日以上実施するものとする。

2 指定タイムケアは、12月29日から翌年1月3日までの間は、実施しないことができる。

(実施時間)

第79条 指定タイムケアの実施時間は、次のとおりとする。

(1) 姫路市立学校管理規則（昭和46年姫路市教育委員会規則第4号）第3条に規定する休業日（学校創立記念日を除く。） 午前8時から午後7時までの間で概ね3時間以上

(2) 前号に掲げる日以外の日 原則として午後2時から午後7時までの間で概ね3時間程度

(利用定員)

第80条 指定タイムケア事業所は、その利用定員（指定タイムケア事業所において同時に指定タイムケアの提供を受けることができる障害児等の数の上限をいう。）を10人以下とする。

(利用者負担額等の受領)

第81条 指定タイムケア事業者は、指定タイムケアを提供した際は、支給決定障害者等から当該指定タイムケアに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定タイムケア事業者は、代理受領を行わない指定タイムケアを提供した際は、

支給決定障害者等から当該指定タイムケアに係る指定地域生活支援サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定タイムケア事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定タイムケアにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定タイムケアにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 指定タイムケア事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定タイムケア事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定タイムケアの基本取扱方針)

第82条 指定タイムケアは、障害児等に放課後及び休日の日中の活動の場を提供し、活動における見守りや集団に適應できるよう、適切に提供されなければならない。

2 指定タイムケア事業者は、その提供する指定タイムケアの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定タイムケアの具体的取扱方針)

第83条 指定タイムケア事業所の従業者が行う指定タイムケアの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定タイムケアの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児等及びその同居の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう

に説明を行うこと。

(2) 指定タイムケアの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行うこと。

(3) 常に障害児等の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児等の心身の特性に応じた指定タイムケアの提供ができる体制を整えること。

(管理者の責務)

第84条 指定タイムケア事業所の管理者は、当該指定タイムケア事業所の従業員の管理、指定タイムケアの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定タイムケア事業所の管理者は、当該指定タイムケア事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第85条 指定タイムケア事業者は、指定タイムケア事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定タイムケアの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の実業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第86条 指定タイムケア事業者は、障害児等に対し適切な指定タイムケアを提供で

きるよう、指定タイムケア事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定タイムケア事業者は、指定タイムケア事業所ごとに、当該指定タイムケア事業所の従業者によって指定タイムケアを提供しなければならない。ただし、障害児等の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定タイムケア事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第87条 指定タイムケア事業者は、利用定員を超えて指定タイムケアを提供してはならない。ただし、災害等その他市長がやむを得ないと認める事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第88条 指定タイムケア事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第89条 指定タイムケア事業者は、障害児等の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定タイムケア事業者は、指定タイムケア事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待等の禁止)

第89条の2 指定タイムケア事業所の従業者は、障害児等に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(準用)

第90条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、及び第33条から第40条の2までの規定は、指定タイムケア

の事業について準用する。

第7章 地域活動支援センター事業

第1節 基本方針

第91条 地域活動支援センター事業に係る指定地域生活支援サービス（以下この章において「指定地域活動支援センター」という。）の事業は、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 事業所に関する基準

（事業者及び事業所の要件）

第92条 指定地域活動支援センター事業を行う者（以下この章において「指定地域活動支援センター事業者」という。）は、法人格を有していなければならない。

2 指定地域活動支援センター事業者は、前条に規定する事業（以下この章において「基礎的事業」という。）の機能の強化を図るため、併せて次に掲げる事業のいずれかを行うものとする。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う事業。
- (3) 地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業。

（規模）

第93条 指定地域活動支援センター事業者が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定地域活動支援センター事業所」という。）は、前条に規定する事業形態により次に掲げる規模を有するものでなければならない。ただし、第3号に定める地域活動支援センターⅢ型に係る離島地域の指定地域活動支援センター事業所については、この限りでない。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 1日あたりの実利用人員が概ね20人以上
- (2) 地域活動支援センターⅡ型 1日あたりの実利用人員が概ね15人以上
- (3) 地域活動支援センターⅢ型 1日あたりの実利用人員が概ね10人以上

第3節 人員に関する基準

(職員の配置)

第94条 指定地域活動支援センター事業者が指定地域活動支援センター事業所ごとに基礎的事業に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

2 前項の従業者は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

3 指定地域活動支援センター事業者が指定地域活動支援センター事業所ごとに置くべき従業者は、事業形態により次のとおりとする。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。
- (3) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

4 施設長は、指定地域活動支援センター事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域活動支援センター事業所の他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

5 施設長は、障害者等の福祉の増進に熱意を有し、指定地域活動支援センター事業所を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

第4節 運営に関する基準

(地域活動支援計画の作成等)

第95条 指定地域活動支援事業所指定地域活動支援センター事業所の管理者は、従業者に指定地域活動支援センターに係る個別支援計画（以下この章において「地域活動支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 指定地域活動支援センター事業所の従業者は、地域活動支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、従業者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 従業者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域活動支援センターの目標及びその達成時期並びに指定地域活動支援センターを提供する上での留意事項等を記載した地域活動支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、従業者は、当該指定地域活動支援センター事業所が提供する指定地域活動支援センター以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を地域活動支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 従業者は、地域活動支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定地域活動支援センターの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する地域活動支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 従業者は、第4項に規定する地域活動支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 従業者は、地域活動支援計画を作成した際には、当該地域活動支援計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 従業者は、地域活動支援計画の作成後、地域活動支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）

)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、地域活動支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域活動支援計画の変更を行うものとする。

9 従業者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する地域活動支援計画の変更について準用する。

(準用)

第96条 第8条から第16条まで、第21条、第22条、第27条、第28条、第31条、第33条、第33条の2、第35条、第36条、第39条、第68条及び第70条の規定は、指定地域活動支援センターの事業について準用する。

第8章 雑則

(実施細目)

第97条 この基準に定めるもののほか、地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

2 この基準による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条の規定は、平成24年4月1日以後の指定移動支援事業者の従業員の員数について適用し、同日前の指定移動支援事業者の従業員の員数について

は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。